



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第115回 近時の会社法改正について

1 2019年12月に公布された改正会社法の一部が、来月（2021年3月1日）から施行されます。上場企業を対象とした改正点が多いものの、次のように中小企業に適用され得る改正点もあります。

- ①株主提案権の濫用的な行使を制限（株主が提案できる議案数は10個まで）
- ②取締役の報酬として株式等を付与する場合は、その上限数を株主総会決議や定款で定めることを義務化
- ③役員が職務執行に関して第三者に対する損害賠償責任を負う場合にその費用や損害を会社が補償することを約する「補償契約」の締結に関する事項、及び役員が負担する上記損害を保険会社が補てんすることを内容とする「保険契約」を会社負担で締結できることの明文化
- ④他の取締役と会社との利害が相反する場合などに、その都度社外取締役が会社から委託を受けて業務を執行したとしても社外性を失わないことを明確化
- ⑤社債の管理に関する制度の見直し（社債管理補助者の創設、社債権者集会決議により債務を免除できることの明確化）
- ⑥株式交付制度の創設

中小企業に適用され得るといっても、株主提案権を行使するような株主がいたり、取締役報酬を自社株式で支払ったりしている会社は少ないと思われるので、会社の経営に直ちに影響を及ぼす改正とはいえません。

しかし、⑥の「株式交付制度」は事業承継やM&Aの場面で活用することができる制度

ですので、概要をご紹介します。

2 「株式交付制度」は、株式会社（A社）が、他の株式会社（B社）を子会社とする際、B社の株主からB社の株式を買い取るにあたり、対価として現金ではなくA社の株式を交付することを可能とする制度です。

よく似た制度として「株式交換制度」がありますが、この手法は完全子会社化するための手法ですので、子会社にしようとする会社（B社）の株主の一部でも買収に反対している場合は用いることができませんでした。

今回の改正により創設された「株式交付制度」を利用することにより、今後は買収に同意する過半数の株主（全株主ではない）から株式を買い取る場合であっても、その対価としてA社の株式を交付することができるようになります。

また、目標とする株式数を買い集めることができるかどうか分からない場合も、本制度を利用することができます。例えば、株式の譲渡期限を3月末と定め、買い取る株式数の下限を発行済み株式総数の67%相当と定めた場合、3月末までに50%相当の株式しか集まらなければ、本制度による株式の譲り受けは全て効力を生じません。

3 株式交付制度を利用した場合、親会社の株主に子会社の元株主が名を連ねるという状態となりますが、株式の買取資金を調達しなくても良いというメリットがあるため、今後利用される機会が増えてくることも予想されます。